

2021 年度

(令和 3 年度)

学生募集要項

【社会福祉士科】

(通信コース)

教育訓練給付制度

厚生労働大臣指定講座



学校法人 田方学園

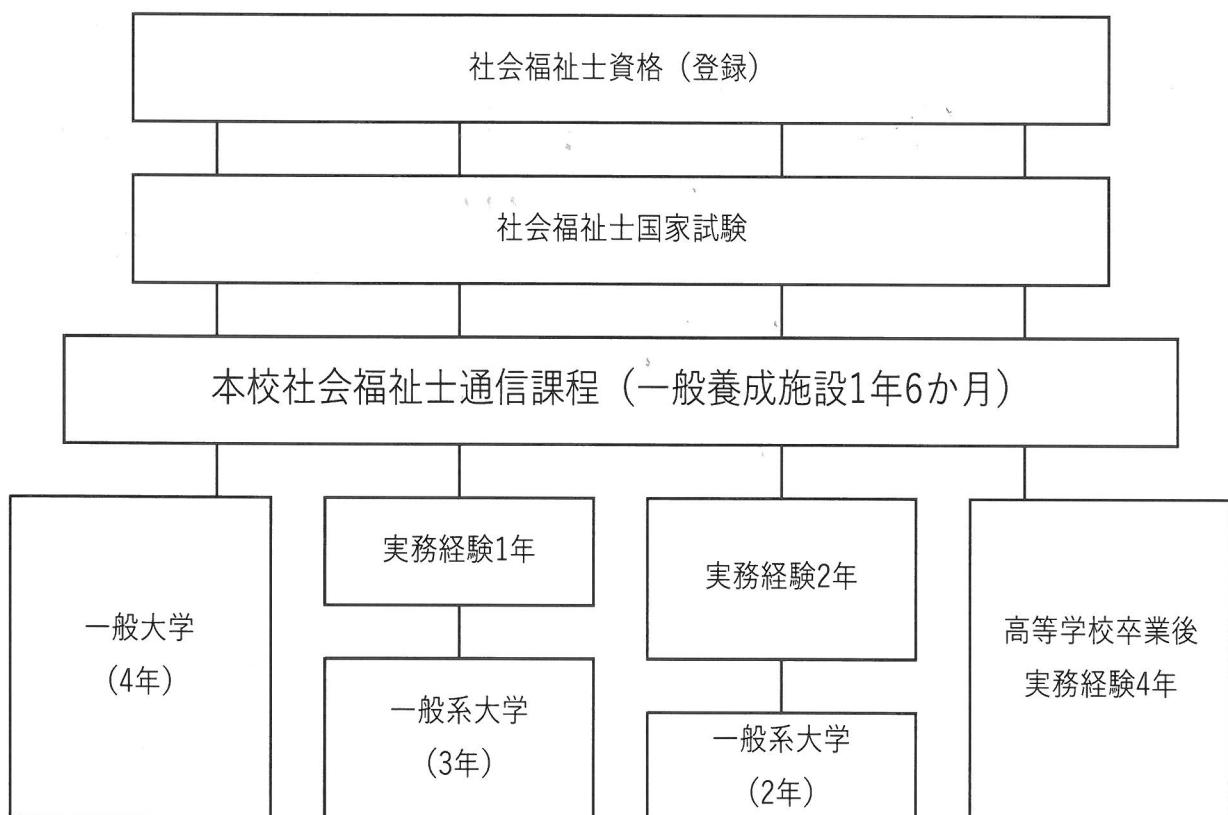
専門学校 西広島教育福祉学院

【社会福祉士とは】

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律 30 号）」によって制度化されました。

法第 2 条では、社会福祉士とは「法第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者または医師その他の保健サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他援助を行うことを業とする者をいう」と定義されています。

【社会福祉士資格取得の要件】



【募集学科・定員】

学科	就業年限	定員	区分
社会福祉士科	1年6か月	100名	通信

【出願資格】

- ① 4年制大学を卒業した者または2021（令和3）年3月に卒業見込みの方。
- ② 短期大学（修業年限3年に限る）卒業後、厚生労働省の指定する施設において1年以上の相談援助業務に従事した方。
- ③ 短期大学（修業年限2年に限る）卒業後、厚生労働省の指定する施設において2年以上の相談援助業務に従事した方。
- ④ 高等学校卒業後または同等以上の学力があると認められた方で、厚生労働省の指定する施設において4年以上の相談援助業務に従事した方。

【出願方法】

- ① 出願期間中に、所定の提出書類を本校指定の封筒（書留）を使用し郵送してください。
- ② 入学検定料は郵便為替としてください。
- ③ 願書提出先 〒731-3166 広島県広島市安佐南区大塚東3-6-1
学校法人田方学園 専門学校西広島教育福祉学院
TEL080-848-8451
- ④ 受理した書類及び入学検定料は原則として返還できません。ご了承ください。

【出願書類】

提出書類	備考
1. 入学願書	本校指定の入学願書に記入してください。
2. 受験票・入学検定料納付票	本校指定の受験票・入学検定料納入票に記入してください。
3. 入学選考課題小論文	本校指定の用紙を使用し、課題に剃って論じてください。
4. 履歴書	本校指定の履歴書に記入してください。
5. 調査書	最終学歴の卒業証明書または卒業見込証明書を提出してください。
6. 入学検定料（10,000円）	郵便為替を同封してください。
7. 通知用封筒（2通）	受験票在中封筒・合否通知書在中封筒に374円切手を貼付し、住所・氏名・郵便番号を記入してください。
8. 証明写真	合計2枚必要です。
9. 実務経験証明書	本校指定の実務経験証明書を使用し、記入してください。
10. 実務経験申告書	本校指定の実務経験申告書を使用し、記入してください。

※1～8については、志願者全員提出してください。

※9及び10については、10ページ以降の参考資料を参照され該当する方が提出してください。

【入試日程】

選考区分	出願期間	合否発表	募集定員
1次募集	9月1日～9月30日	10月10日迄	100名
2次募集	10月1日～10月31日	11月10日迄	
3次募集	11月1日～11月30日	12月10日迄	
4次募集	12月1日～12月28日	1月10日迄	
5次募集	1月5日～1月31日	2月10日迄	
6次募集	2月1日～2月28日	3月10日迄	
7次募集	3月1日～3月31日	4月5日迄	

【選考方法】

書類審査・小論文審査（600字程度）

【学校納付金】

社会福祉士科（通信課程 1年6か月）

入学金	授業料	合計
30,000円	270,000円	300,000円

- ① 入学前時点（令和3年3月31日迄）に実務経験が1年以上ある方は相談援助実習が免除されます。
- ② 実務経験証明書を出願書類として提出されない方は、修了要件として相談援助実習の履修が必要となります。実習費は別途100,000円が必要となります。
- ③ 学校納付金は一括納入とし、指定期日内に納入してください。納入先は別途ご連絡いたします。
- ④ 指定期日内に学校納付金の納入が確認できない場合は、入学辞退とみなし、合格の取り消しとさせていただきます。
- ⑤ スクーリング受講料は授業料の内に含まれます。
- ⑥ 授業料に含まれないものは、「教科書代金」、本校が発行する「学習のしおり」及び「学習課題（前期・後期）」
- ⑦ 提出された願書書類・学校納付金・諸経費は原則として返還できません。ご了承ください。

【授業計画】

月別	第1年限 4月～12月（前期） 各教科のレポート等提出期限（予定）				第2年限 1月～9月（後期） 各教科のレポート等提出期限（予定）																						
	人体の構造と機能及び疾病	5月20日～末日	6月20日～末日	7月20日～末日	8月20日～末日	9月20日～末日	10月20日～末日	11月20日～末日	12月20日～末日	相談援助の理論と方法	1月20日～末日	2月20日～末日	3月20日～末日	4月20日～末日	5月20日～末日	6月20日～末日	7月20日～末日	8月20日～末日									
教科学習	心理学理論と心理的支援	6月20日～末日								社会保障	1月20日～末日																
	社会理論と社会システム	6月20日～末日								高齢者に対する支援と介護保険制度	2月20日～末日																
	現代社会と福祉	7月20日～末日	8月20日～末日							障害者に対する支援と障害者自立支援制度	3月20日～末日																
	社会調査の基礎	7月20日～末日	9月20日～末日							児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	4月20日～末日																
	相談援助の基盤と専門職	8月20日～末日	9月20日～末日							低所得者に対する支援と生活保護制度	4月20日～末日																
	相談援助の理論と方法	9月20日～末日	10月20日～末日	12月20日～末日						保健医療サービス	5月20日～末日																
	地域福祉の理論と方法	10月20日～末日	11月20日～末日							就労支援サービス	5月20日～末日																
	福祉行政財政と福祉計画	11月20日～末日								権利擁護と成年後見制度	6月20日～末日																
	福祉サービスの組織と経営	12月20日～末日								更生保護制度	6月20日～末日																
	相談援助演習	5月20日～末日	9月20日～末日							相談援助演習	1月20日～末日	7月20日～末日															
	相談援助実習指導	5月20日～末日								相談援助実習指導	7月20日～末日																
スクリーニング日程（予定）					第1回		第2回		第3回		第4回																
	2021年度				7月3日間		9月3日間		1月3日間		8月3日間																
	前期 2021年4月1日～12月31日				17, 18, 19		18, 19, 20		8, 9, 10		20, 21, 22																
	後期 2022年1月1日～9月30日				土、日、祝		土、日、祝		土、日、祝		土、日、月																
	実習免除の方	1日目	演習		6時間		6時間		6時間		6時間																
		2日目	演習		6時間		6時間		6時間		3時間																
	実習が必要な方	3日目	実習指導		7時間		7時間		7時間		6時間																
相談援助実習																											
9月～翌8月																											
（この期間内に24日間以上かつ180時間以上）																											

※ 自宅学習では、レポート作成及び学習課題への解答を行い提出していただきます。

※ スクーリングとは、自宅学習とは違い、講師による直接指導を受ける「対面授業」のこと。

また同じ目標をもつ受講生が集まることにより、学習意欲も高まります。

国家試験対策講座 開催予定

	9：00～10：30	10：40～12：10	12：10～13：00	13：00～14：30	9：00～10：30
① 人体の構造と機能及び疾病	心理学理論と心理的支援	ランチタイム	社会理論と社会システム 地域福祉の理論と方法 社会保障 低所得者に対する支援と生活保護制度 更生保護制度	社会理論と社会システム	現代社会と福祉
② 社会調査の基礎	相談援助の基盤と専門職			地域福祉の理論と方法	福祉行政財政と福祉計画
③ 福祉サービスの組織と経営	相談援助の理論と方法			社会保障	高齢者に対する支援と介護保険制度
④ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度			低所得者に対する支援と生活保護制度	保健医療サービス
⑤ 就労支援サービス	権利擁護と成年後見制度			更生保護制度	

【社会福祉士実習施設】

県別	施設種類	施設名	所在地
広島	身体障害者支援施設	就労センター セルプ宇品	広島市
	身体障害者支援施設	清風会ワークセンター	安芸太田市
	知的障害者支援施設	六方学園	東広島市
	知的障害者支援施設	西志和農園	東広島市
	知的障害者支援施設	友和の里	廿日市市
	知的障害者支援施設	どんぐり学園	広島市
	知的障害者支援施設	広島どんぐり作業所	広島市
	知的障害者支援施設	清風会サンブリエ	安芸太田市
	障害児支援施設	光清学園	広島市
	児童養護施設	広島修道院	広島市
	特別養護老人ホーム	くすの木苑	広島市
	特別養護老人ホーム	相扶園	庄原市
	特別養護老人ホーム	ゆたか園	広島市
	特別養護老人ホーム	桜ヶ丘保養園	東広島市
山口	重症児・者福祉医療施設	鈴が峰	広島市
	特別養護老人ホーム	光清苑	広島市
	特別養護老人ホーム	千歳園	広島市
	身体障害者支援施設	山口コロニーキャンパス	防府市
	知的障害者支援施設	るりがくえん	山口市
	特別養護老人ホーム	高森苑	岩国市
	行政機関	柳井市社会福祉事務所	柳井市
	岡山	瀬戸内学園	倉敷市
	知的障害者支援施設	津山みのり学園	津山市
	知的障害者支援施設	ひまわりの園	倉敷市
島根	特別養護老人ホーム	フェニックス	玉野市
	行政機関	岡山市中央福祉事務所	岡山市
	知的障害者支援施設	桑の木園	浜田市
	特別養護老人ホーム	るんびにい苑	出雲市
鳥取	行政機関	島根県東部福祉事務所	松江市
	行政機関	松江市福祉事務所	松江市
	行政機関	鳥取県福祉相談センター	鳥取市
	行政機関	東部福祉保健局	鳥取市
	行政機関	中部福祉保健局	倉吉市

	行政機関	西部福祉保健局	米子市
愛媛	知的障害者支援施設	北条育成園	松山市
愛媛	行政機関	松山市社会福祉協議会	松山市
香川	知的障害者支援施設	高瀬荘	三豊市
	知的障害者支援施設	丸山作業所	観音寺市
	特別養護老人ホーム	とよはま荘	観音寺市
徳島	行政機関	障害者更正相談所	徳島市
	行政機関	徳島県児童相談所	徳島市
	行政機関	池田福祉事務所	三好市
高知	知的障害者支援施設	湖水園	仁淀川市
福岡	知的障害者支援施設	みどり園	芦屋市
佐賀	行政機関	中部福祉事務所	佐賀市
	行政機関	神崎町社会福祉協議会	神埼市
長崎	行政機関	佐世保市福祉事務所	佐世保市
熊本	知的障害者支援施設	つつじヶ丘学園	宇城市
	特別養護老人ホーム	しらぬい荘	あさぎり市
	行政機関	玉名福祉事務所	玉名市
宮崎	知的障害者支援施設	白浜学園	日向市
	行政機関	東臼杵福祉事務所	延岡市
	行政機関	中央児童相談所	宮崎市
鹿児島	知的障害者支援施設	ゆうかり学園	鹿児島市
	知的障害者支援施設	明星学園	鹿児島市
兵庫	特別養護老人ホーム	鹿児の郷	加古川市
	行政機関	兵庫立婦人相談センター	神戸市

※行政機関の実習日程は、例年8月～9月となっており、詳細な日程指定はできません。

【学歴】

学校区分	認められる学校の範囲
一般大学等	大学（旧大学令、旧高等師範学校規定等を含む ^(注1) ）
	防衛大学校
	防衛医科大学校
	水産大学校
	海上保安大学校
	職業訓練大学校長期課程
	気象大学大学部
一般系短期大学 (3年)等	3年生短期大学（通信・夜間課程を除く）
	高等学校専攻科（修業年限3年以上のもの）
	盲・ろう・養護学校専攻科（修業年限3年以上のもの）
	専修学校の専門課程（修業年限3年以上のもの ^(注2) ）
	各種学校（修業年限3年以上のもの ^(注3) ）
	職業訓練短期大学の専門課程（修業年限3年以上のもの）
一般系短期大学 (2年)等	短期大学
	高等専門学校
	高等学校専攻科（修業年限2年以上のもの）
	盲・ろう・養護学校専攻科（修業年限2年以上のもの）
	専修学校の専門課程
	各種学校（修業年限2年以上のもの ^(注3) ）
実務4年	職業訓練短期大学の専門課程
	指定施設（4年以上の相談援助業務に従事）

(注1) 他に、旧師範教育令、旧中等学校令、旧専門学校令を含む。

(注2) 大学入学資格者を対象とするものに限る。通信・夜間課程を除く。

(注3) 大学入学資格者を入学対象とするものに限る。

《参考資料》

学歴について詳しい参考資料「指定規定第6条第一号イ入学資格の具体的要件(1)、(2)、(3)における厚生労働省令で定める者の範囲（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）抜粋）」の必要な方は、本校までお問い合わせください。

〒731-3166 広島県広島市安佐南区大塚東3-6-1

学校法人田方学園 専門学校西広島教育福祉学院

TEL 080-848-8451 FAX 082-848-8499

E-mail : nishi294@true.ocn.ne.jp

参考資料

- 「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号 厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 4 号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第 2 条第 1 項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添 1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添 2 に示すとおりであるので、参考までに通知する。

別添 1

社会福祉士の指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条第 1 号から第 13 号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第 2 条第 1 号に規定する保健所にあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士及び精神科ソーシャルワーカー
- (2) 施行規則第 2 条第 2 号に規定する児童相談所にあっては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 1 項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号）第 2 章第 4 節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士
- (3) 施行規則第 2 条第 2 号に規定する母子生活支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 27 条第 1 項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 71 号）による改正前の児童福祉施設最低基準第 27 条に規定する母子指導員を含む。）及び少年を指導する職員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成 24 年 4 月 5 日付け雇児発 0405 第 11 号）に規定する個別対応職員
- (4) 施行規則第 2 条第 2 号に規定する児童養護施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 42 条第 1 項及び第 5 項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する里親支援専門相談員

- (5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る。)にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項(同法第9項において準用される場合を含む。)、第4項、第12項及び第14項、第58条の第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並び第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員
- (6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員
- (7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員
- (8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- (9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)にあっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第1項、第3項第3号及び第5号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号、第66条第1項並びに第73条第1項第2号に規定する指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び障害福祉サービス経験者
- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員
- (11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員
- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 - イ 患者が抱える心理的・社会的问题の解決、調整に係る相談援助
 - ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 - エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (12) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士並

びに精神科ソーシャルワーカー

- (15) 施行規則第 2 条第 6 号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）第 11 条第 1 項第 3 号及び第 19 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員
- (16) 施行規則第 2 条第 7 号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和 39 年 4 月 22 日付け厚生省発児第 92 号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第 5 に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（専任の家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和 45 年 4 月 9 日付け社庶第 74 号）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 8 条第 1 項に規定する専任の母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領 3 (1) に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 6 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
- (17) 施行規則第 2 条第 8 号に規定する婦人相談所にあっては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和 38 年 3 月 19 日付け厚生省発社第 35 号）別紙（婦人相談所設置要綱）第 2 に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する専任の婦人相談員
- (18) 施行規則第 2 条第 8 号に規定する婦人保護施設にあっては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号）第 8 条第 1 項に規定する入所者を指導する職員
- (19) 施行規則第 2 条第 9 号に規定する知的障害者更生相談所にあっては、知的障害者福祉法第 13 条第 1 項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325002 号）第 1 に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (20) 施行規則第 2 条第 10 号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあっては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）第 12 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項第 1 号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 12 条第 1 項第 3 号及び第 56 条第 1 項第 3 号に規定する生活相談員、軽費老人ホ

ームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第11条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)に規定する生活相談員、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員

- (21) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあっては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号)母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、健康保険等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第2条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第6号に規定する介護支援専門員並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員
- (23) 施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあっては、介護保険法

(平成 9 年法律第 123 号) 第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業（同法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員

- (24) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）第 11 条第 1 項第 2 号イ（2）、第 3 号イ（1）及びロ、第 4 号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第 5 号イ（1）及びロ（1）並びに第 6 号イ（1）に規定する生活支援員、同項第 5 号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第 2 号イ（3）、第 3 号イ（2）、第 4 号イ（2）、第 5 号イ（3）及びロ（2）並びに第 6 号イ（2）に規定するサービス管理責任者
- (25) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）第 9 条第 1 項第 2 号に規定する指導員
- (26) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）第 10 条第 1 項に規定する管理人
- (27) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 12 条第 1 項第 4 号、第 39 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、第 59 条第 1 項第 2 号（第 2 項において読み替えられる場合を含む。）及び第 3 項、第 64 条第 1 項第 2 号、第 65 条第 1 項第 2 号並びに第 75 条第 1 項第 2 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第 64 条第 1 項第 3 号に規定する就労支援員及び同令第 12 条第 1 項第 5 号、第 39 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 59 条第 1 項第 4 号、第 64 条第 1 項第 4 号、第 65 条第 1 項第 3 号及び第 75 条第 1 項第 3 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者
- (28) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条に規定する相談支援専門員
- (29) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する相談支援専門員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供的施設
 - ・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号)に基づき配置された指導員
- (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院
 - ・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員
- (3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
 - ・生活相談員
- (4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設
 - ・生活相談員及び計画作成担当者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
 - ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)7に規定する指導員
- (6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
 - ・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の整備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並び第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障

害者社会復帰指導員並びに同令第 33 条第 1 項第 1 号に規定する管理人

- (7) 障害者総合支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設

・整備省令第 1 条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の整備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 22 号）第 28 条第 1 項第 3 号、第 29 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項第 3 号、第 54 条第 1 項第 2 号及び第 63 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員

- (8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和 62 年 6 月 18 日付け社老第 80 号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター

・相談援助業務を行っている専任の相談員

- (9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号）に基づく隣保館

・相談援助業務を行っている専任の指導職員

- (10) 都道府県社会福祉協議会

・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日付け社援発 0727 第 2 号）別添 10（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員

- (11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会

・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2 に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている専任の職員

- (12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）第 3 条による改正前の障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設

・相談援助業務を行っている専任の職員

- (13) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関

・児童指導員及び保育士

- (14) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号に規定する施設

・相談援助業務を行っている専任の指導員及びケースワーカー

- (15) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和 60 年 5 月 21 日付け厚生省発児第 104 号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場

・相談援助業務を行っている専任の指導員

- (16) 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 16 条及び第 29 条に規定する地方更生保護

委員会及び保護観察所

- ・保護観察官

(17) 更生保護事業法施行規則（平成 8 年法務省令第 25 号）第 1 条第 4 項に規定する更生保護施設

- ・補導主任及び補導員

(18) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項第 2 号に基づき設置された労災特別介護施設

- ・相談援助業務を行っている指導員

(19) 「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和 54 年 7 月 11 日付け児発第 514 号）別紙（心身障害児総合通園センター設置運営要綱）に基づく心身障害児総合通園センター

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(20) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の指導員

(21) 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(22) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成 20 年 7 月 22 日付け雇児発第 0722003 号）別紙（母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の相談員

(23) 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(24) 「利用者支援事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け府子本第 83 号・27 文科初第 270 号・雇児発 0521 第 1 号）別紙（利用者支援事業実施要綱）に基づく「利用者支援事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(25) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設

- ・児童指導員及び保育士

(26) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第 34 条第 1 項第 1 号に規定する点字図書館及び同条第 3 号に規定する聴覚障害者情報提供施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(27) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の設備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）第 2 条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

- (28) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
・相談援助業務を行っている専任の職員
- (29) 整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
・児童指導員及び保育士
- (30) 整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
- (31) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 40 号）第 25 条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 173 号）第 3 条に規定する相談支援専門員
- (32) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 1 号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号）別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 11（3）に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
・相談援助業務を行っている専任の職員
- (33) 「地域生活支援事業の実施について」別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 11（4）に基づく「日中一時支援」、別添 1 に基づく「障害者相談支援事業」又は別添 4 に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
・相談援助業務を行っている専任の職員
- (34) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」（平成 22 年 3 月 30 日付け障発第 0330019 号）による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成 20 年 5 月 30 日付け障発第 0530001 号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (35) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙（精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (36) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成 23 年 4 月 25 日付け障発 0425 第 4 号）別添（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
・相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (37) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成 26 年 3 月 31 日付け障発

0331 第 2 号) 別添 2 (地域移行・地域生活支援事業実施要綱) に基づく「アウト リーチ事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)

(38) 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護をいう。)、同法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)に該当する同法第 8 条第 7 項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護をいう。)、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第 5 条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)若しくは介護保険法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)に該当する旧介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護をいう。)、基準該当居宅サービスに該当する同法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第 1 号通所事業(介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業(介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定を受けたものに限る。)をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)

- ・生活相談員

(39) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設

- ・支援相談員

(40) 指定期巡回・隨時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護をいう。)を行う施設

・オペレーター

- (41) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設

・オペレーションセンター従業員

- (42) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）

・生活相談員

- (43) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスをいう。）を行う施設

・介護支援専門員

- (44) 指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を行う施設

・生活相談員及び介護支援専門員

- (45) 介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

・介護支援専門員

- (46) 介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を行っている事業所

・担当職員

- (47) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成 12 年 9 月 27 日付け老発第 655 号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス

・生活援助員

- (48) 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅

- (シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等
- ・相談援助業務を行っている生活援助員
- (49) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (50) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成 6 年 6 月 23 日付け社援地第 74 号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (51) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行っている事業所
- ・就労支援員
- (52) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 9（ひきこもり対策推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター
- ・ひきこもり支援コーディネーター
- (53) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 20（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (54) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17（社会的包摶・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所
- ・相談援助業務を行っている専任の相談員
- (55) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17（社会的包摶・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
- ・生活相談指導員
- (56) 「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」（平成 27 年 4 月 9 日付け雇児発 0409 第 10 号・社援発第 0409 第 2 号）別添 1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」（平成 28 年 5 月 10 日付け健発 0510 第 9 号・雇児発 0510 第 2 号・社援発第 0510 第 6 号・老発 0510 第 1 号）による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」別添 1（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領）、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17（社会的包摶・「絆」再生事業実施要領）第 3 の 2 又は「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成 21 年 8 月 20 日付け老発 0820 第 5 号）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記 1（地域支え合い体制づくり事業）に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 29 年 5 月 17 日社援発第

- 0517号)による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添11(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添13(熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業実施要領)に基づき、熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (58)「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の運営について」(平成22年1月28日付け社援発0128第1号)別添1(自立相談支援モデル事業運営要領)に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4(家計相談支援モデル事業運営要領)に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所
- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
- (59)「生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項第1号に規定する自立相談支援事業を行っている自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関及び同法第2条第6項に規定する家計相談支援事業を行っている事業所
- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援相談員及び家計相談支援員
- (60)生活保護法第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所
- ・主任相談支援員及び相談支援員
- (61)発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条に規定する発達障害者支援センター
- ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年7月8日付け障発第0708004号)別紙(発達障害者支援センター運営事業実施要領)に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (62)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター
- ・障害者職業カウンセラー
- (63)障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター
- ・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
- (64)障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人
- ・第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
- (65)障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第27条に規定する障害者雇用支援センター
- ・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (66)雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
- ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

(67) 障害者の雇用の促進等に関する法律第 27 条に規定する障害者就業・生活支援センタ

ー

- ・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成 14 年 5 月 7 日付け職高発第 0507004 号、障発第 0507003 号) 別紙 2 (障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱) に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙 3 (障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱) に規定する生活支援担当職員

(68) 職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 8 条に規定する公共職業安定所

- ・精神障害者雇用トータルサポーター

(69) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」(平成 21 年 3 月 31 日付け

20 文科生第 8117 号文部科学大臣決定) 別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱」(平成 25 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関

- ・スクールソーシャルワーカー

(70) 施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号まで及び上記(1)から(69)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

- ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員

3 2 (70) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(福祉に関する相談援助とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 上記 1 及び 2 の(1)～(69)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。

ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。

(ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること。

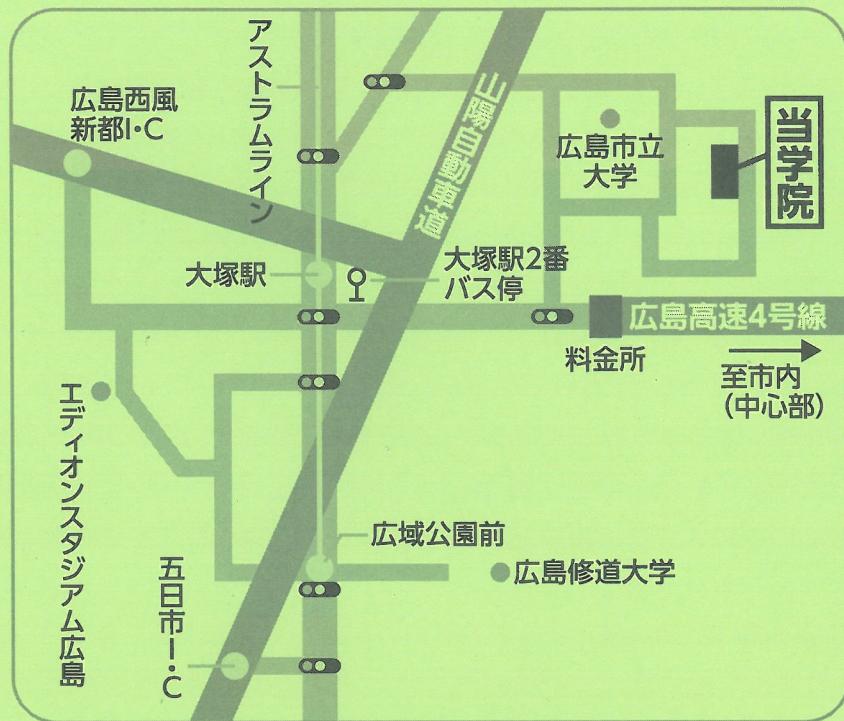
(イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね 4 分の 3 以上であること。

エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記の 1 及び 2 の(1)～(69)までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

(2) 認定の手続

ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して 2 (70) に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る社会福祉士受験者については、同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受講生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。



学校法人 田方学園 専門学校 西広島教育福祉学院

〒731-3166 広島市安佐南区大塚東 3-6-1 TEL.082-848-8451/FAX.082-848-8499

E-mail:nishi294@true.ocn.ne.jp

<http://www.nishifuku8451.com>

交通アクセス

山陽自動車道

五日市 I.C 下車→安佐動物公園方面(車で約 10 分)

中国自動車道

西風新都 I.C 下車→市立大学方面(車で約 10 分)

広島市内

「市内中心部」→中広→広島高速 4 号線を経由(車で約 15 分)